

第134期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

(事業報告)

当行の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び

当該体制の運用状況の概要

(連結計算書類)

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

(計算書類)

株主資本等変動計算書

個別注記表

[2020年4月1日から
2021年3月31日まで]

株式会社 滋賀銀行

上記の事項につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、当行ウェブサイト（<https://www.shigagin.com/investor/>）に掲載することにより、株主の皆さんに提供しております。

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

| | 新株予約権等の内容の概要 | | 新株予約権等を有する者の人數 |
|-------------|----------------|--|----------------|
| 取締役 (注1) | ①名称 | 第1回新株予約権 | 2名 |
| | ②新株予約権の割当日 | 2013年8月20日 | |
| | ③新株予約権の数 | 99個 | |
| | ④目的となる株式の種類及び数 | 当行普通株式 1,980株 | |
| | ⑤新株予約権の行使期間 | 2013年8月21日～2043年8月20日 | |
| | ⑥権利行使価額（1株当たり） | 1円 | |
| | ⑦権利行使についての条件 | 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。 | |
| | ①名称 | 第2回新株予約権 | 3名 |
| | ②新株予約権の割当日 | 2014年8月20日 | |
| | ③新株予約権の数 | 133個 | |
| | ④目的となる株式の種類及び数 | 当行普通株式 2,660株 | |
| | ⑤新株予約権の行使期間 | 2014年8月21日～2044年8月20日 | |
| | ⑥権利行使価額（1株当たり） | 1円 | |
| | ⑦権利行使についての条件 | 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。 | |

- (注) 1. 社外役員を除く
 2. 2018年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。このため「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

| | 新株予約権等の内容の概要 | | 新株予約権等を有する者の人數 |
|-------------|----------------|--|----------------|
| 取締役 (注1) | ①名称 | 第3回新株予約権 | 3名 |
| | ②新株予約権の割当日 | 2015年8月20日 | |
| | ③新株予約権の数 | 131個 | |
| | ④目的となる株式の種類及び数 | 当行普通株式 2,620株 | |
| | ⑤新株予約権の行使期間 | 2015年8月21日～2045年8月20日 | |
| | ⑥権利行使価額(1株当たり) | 1円 | |
| | ⑦権利行使についての条件 | 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。 | |
| (注1) | ①名称 | 第4回新株予約権 | 3名 |
| | ②新株予約権の割当日 | 2016年8月19日 | |
| | ③新株予約権の数 | 212個 | |
| | ④目的となる株式の種類及び数 | 当行普通株式 4,240株 | |
| | ⑤新株予約権の行使期間 | 2016年8月20日～2046年8月19日 | |
| | ⑥権利行使価額(1株当たり) | 1円 | |
| | ⑦権利行使についての条件 | 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。 | |

- (注) 1. 社外役員を除く
 2. 2018年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。このため「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

| | 新株予約権等の内容の概要 | | 新株予約権等を有する者の人數 |
|-------------|----------------|--|----------------|
| 取締役 (注1) | ①名称 | 第5回新株予約権 | 4名 |
| | ②新株予約権の割当日 | 2017年8月18日 | |
| | ③新株予約権の数 | 223個 | |
| | ④目的となる株式の種類及び数 | 当行普通株式 4,460株 | |
| | ⑤新株予約権の行使期間 | 2017年8月19日～2047年8月18日 | |
| | ⑥権利行使価額(1株当たり) | 1円 | |
| | ⑦権利行使についての条件 | 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。 | |
| (注1) | ①名称 | 第6回新株予約権 | 4名 |
| | ②新株予約権の割当日 | 2018年8月20日 | |
| | ③新株予約権の数 | 229個 | |
| | ④目的となる株式の種類及び数 | 当行普通株式 4,580株 | |
| | ⑤新株予約権の行使期間 | 2018年8月21日～2048年8月20日 | |
| | ⑥権利行使価額(1株当たり) | 1円 | |
| | ⑦権利行使についての条件 | 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。 | |

- (注) 1. 社外役員を除く
 2. 2018年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。このため「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

| | 新株予約権等の内容の概要 | | 新株予約権等を有する者の人數 |
|------------|----------------|--|----------------|
| 取締役 (注) | ①名称 | 第7回新株予約権 | 5名 |
| | ②新株予約権の割当日 | 2019年8月20日 | |
| | ③新株予約権の数 | 320個 | |
| | ④目的となる株式の種類及び数 | 当行普通株式 6,400株 | |
| | ⑤新株予約権の行使期間 | 2019年8月21日～2049年8月20日 | |
| | ⑥権利行使価額（1株当たり） | 1円 | |
| | ⑦権利行使についての条件 | 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。 | |
| 取締役 (注) | ①名称 | 第8回新株予約権 | 6名 |
| | ②新株予約権の割当日 | 2020年8月20日 | |
| | ③新株予約権の数 | 395個 | |
| | ④目的となる株式の種類及び数 | 当行普通株式 7,900株 | |
| | ⑤新株予約権の行使期間 | 2020年8月21日～2050年8月20日 | |
| | ⑥権利行使価額（1株当たり） | 1円 | |
| | ⑦権利行使についての条件 | 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。 | |

(注) 社外役員を除く

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当行は、滋賀県に本拠を置く地方銀行として、伝統ある近江商人の「三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）」の精神を継承した行は「自分にきびしく 人には親切 社会につくす」をCSR（企業の社会的責任）の原点とし、経営理念に掲げる「地域社会」「役職員」「地球環境」との共生共栄に努めています。この考え方に基づき、当行グループは、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を次のとおり構築しております。

また、変化する経営環境に適切に対応するため、適宜必要に応じて体制の見直しを行っております。

① 当行及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当行及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行グループは、コンプライアンス体制の整備、並びに規程類の制定、使用人の教育訓練を行い、グループ全体としてのコンプライアンス体制を構築しております。

当行の経営管理部はコンプライアンス統轄部署として、グループ会社のコンプライアンス体制の整備、規程類の制定、使用人の教育や訓練に、必要に応じ助言や指導を行っております。

当行の総合企画部及び所管部はグループ会社における日常のコンプライアンス実施状況を把握し、必要に応じ助言や指導を行っております。

当行の監査役及び監査部は、当行グループの健全かつ適正な業務運営に資することを目的に監査を実施しております。

当行の取締役及び監査役は、必要に応じ当行の監査部との連携を確保しております。

また、当行グループでは全ての役職員が利用できる「内部通報制度」を整備しております。

当行グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等との関係を遮断し、断固として排除するための体制を整備しております。

② 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行は取締役会、常務会、その他重要な諸会議の議事録やその他の経営上の重要な文書・情報の保存及び管理方法を「事務取扱要領」で定め、適切に管理しております。

③ 当行及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行は基本規程である「リスク管理規程」を定め、これに基づいて主要なリスク毎に具体的な管理体制を構築するとともに、リスク管理の統轄部署を経営管理部と定め、統合的リスク管理を行っております。リスク管理に関する重要事項については取締役会に付議・報告する体制としております。

グループ会社のリスク管理に関しては、当行の総合企画部がリスク管理規程に基づき、各リスク所管部と連携し、その保有するリスクに応じて適切に管理を行っております。

当行の総合企画部はグループ会社からの報告、もしくは銀行のモニタリング等の結果に基づき、リスクの状況を適切に把握し、それが銀行の経営に重要な影響を与えると判断した場合は常務会及び必要に応じて取締役会に報告を行う体制を整備しております。

④ 当行及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行グループでは、取締役の職務執行を効率的に行うため、「取締役会規程」で取締役会での決議事項を明確に定めております。また、当行では取締役会の決定する事項の細目及び日常的な行務の決定を役付取締役で構成される常務会に委任しております。

役付取締役については、担当業務を定めることで職務分担を行い、効率化を図っております。

中期経営計画において連結での経営指標を掲げ、グループとしての効率化に努めております。

⑤ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は当行グループにおける業務の適正を確保するため、当行グループを一体と考え、グループ全體が同等の水準で法令遵守やリスク管理等の内部管理体制を構築しております。

当行グループは「関連会社管理・運営規程」を定め、コンプライアンス、顧客保護、リスク管理等について、グループ横断的に統一された管理体制の構築を目指しております。

グループ会社の代表取締役は全部課店長会やサステナビリティ委員会等の重要な会議に出席しております。

当行の監査役及び監査部はグループ会社に対して定期的に業務監査を行っております。

グループ会社に対し、四半期ごとの財務・業績の概況並びに決算状況の他、当行が求めた場合には一定の事項を報告することを義務付けております。

⑥ 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当行は監査役の職務を補助する業務執行取締役から独立した使用人を常設し、監査役の職務を遂行するために十分な体制を構築しております。

監査役の職務を補助すべき使用人の処遇については、監査役会と協議して行うものとしております。

監査役を補助する使用人は、監査役の指示に従い業務を遂行する方針を定めております。

⑦ 当行の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人(これらから報告を受けた者を含む)が当行監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、当該報告をした者が報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行の監査役は当行グループの経営状態を十分に把握し、監査役としての業務執行の実効性を確保

するため、各企業の主要な会議にも出席しております。

また、当行監査役は当行代表取締役と定期的な意見交換会を開催しております。

当行の監査部は経営に関する課題、重大なコンプライアンス上の問題や不正不祥事の事実等を、当行の監査役に報告しております。

グループ会社で作成する稟議書やその他の重要な報告は当行監査役にも回付するなど、監査役に報告するための体制を整備しております。

当行グループでは全ての役職員が利用できる内部通報制度を整備しており、通報内容は当行監査役に報告されます。なお、通報したことを理由に不利益扱いを行うことは禁止されております。

⑧ 当行監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について会社法第 388 条に基づき費用の前払いの請求等をしたときは、その職務に必要でないと認める場合を除き、速やかに支払う方針を定めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度（2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで）における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① コンプライアンス体制

コンプライアンス委員会の審議を経て取締役会が年度毎にコンプライアンス・プログラムを定め、全部店での研修や不祥事件再発防止のためのモニタリングを実施するなど、職員の意識向上に努めております。なお、同プログラムの実施状況はコンプライアンス委員会・取締役会へ報告しております。

また、金融庁ガイドラインに基づいた AML/CFT(アンチマネー・ローンダリング/テロ資金供与対策)態勢の整備に努めました。

② リスク管理体制

当行は「リスク管理規程」に基づき、戦略目標をふまえた具体的なリスク管理に係る方針である「自己資本管理並びにリスク管理の方針」を、半期毎に取締役会において決議しております。

また、ALM委員会を 6 回開催し、各種リスクの状況を確認するとともに、自己資本比率規制をはじめとした各種規制指標やリスク量の状況について取締役会に 4 回報告しております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行は取締役会を 12 回開催いたしました。また、取締役会の決定する事項の細目及び日常的な業務の決定を委任されている常務会を 69 回開催いたしました。

なお、当行の役付取締役については、担当業務を定めることで職務分担を行い、効率化を図っております。

④ 当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

各グループ会社の代表取締役は当行の全部課店長会、サステナビリティ委員会に出席しております。

また、当行の役付取締役とグループ会社の代表取締役が出席する関連会社社長会を開催し、当行グループにおける経営課題の把握と対応方針について討議しております。

加えて、当行監査役及び監査部が各グループ会社に対する業務監査を実施し、当行グループにおける業務の適正を確保するための体制構築に努めております。

⑤ 監査役の職務執行について

当行の監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行っており、内部監査部門、会計監査人とも定期的かつ必要に応じて意見交換・情報交換を実施し、監査の実効性を高めました。

また、代表取締役との積極的な意見交換を定期的に実施しております。

〔 2020年 4月 1日から
2021年 3月 31日まで 〕 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|--------|--------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 33,076 | 24,536 | 220,282 | △ 8,184 | 269,712 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剩余金の配当 | | | △ 2,008 | | △ 2,008 |
| 親会社株主に 帰属する 当期純利益 | | | 11,448 | | 11,448 |
| 自己株式の取得 | | | | △ 1,003 | △ 1,003 |
| 自己株式の処分 | | | △ 4 | 71 | 67 |
| 土地再評価差額金の 取崩 | | | 2,571 | | 2,571 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | 12,006 | △ 932 | 11,074 |
| 当期末残高 | 33,076 | 24,536 | 232,289 | △ 9,116 | 280,786 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|-------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------|---------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 土地再評価 差額金 | 退職給付に 係る調整 累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 102,311 | △ 8,351 | 11,103 | 894 | 105,957 | 131 | 375,801 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剩余金の配当 | | | | | | | △ 2,008 |
| 親会社株主に 帰属する 当期純利益 | | | | | | | 11,448 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △ 1,003 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 67 |
| 土地再評価差額金の 取崩 | | | | | | | 2,571 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額（純額） | 92,863 | 9,985 | △ 2,571 | 8,362 | 108,640 | △ 47 | 108,593 |
| 当期変動額合計 | 92,863 | 9,985 | △ 2,571 | 8,362 | 108,640 | △ 47 | 119,667 |
| 当期末残高 | 195,174 | 1,634 | 8,532 | 9,257 | 214,598 | 84 | 495,469 |

連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。また、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社 7社

会社名

しがぎんビジネスサービス株式会社
株式会社しがぎん経済文化センター
株式会社滋賀ディーシーカード
しがぎんリース・キャピタル株式会社
しがぎん代理店株式会社
株式会社しがぎんジェーシービー
滋賀保証サービス株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等 4社

会社等の名称

しがぎん成長戦略ファンド投資事業有限責任組合
しが農林漁業成長産業化投資事業有限責任組合
しがぎんふるさと投資ファンド投資事業有限責任組合
しがぎん地域企業の持続的成長につなげる本業支援ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額) 及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額) 等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

なお、しがぎん地域企業の持続的成長につなげる本業支援ファンド投資事業有限責任組合は、2021年3月31日で解散し、現在清算手続き中であります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 4社

会社等の名称

しがぎん成長戦略ファンド投資事業有限責任組合
しが農林漁業成長産業化投資事業有限責任組合
しがぎんふるさと投資ファンド投資事業有限責任組合
しがぎん地域企業の持続的成長につなげる本業支援ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額) 及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 連結される子会社の事業年度等に関する事項

連結される子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 7社

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

③ 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記①と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を、以下の方法により計上しております。

- ① 与信額が一定額以上の大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー控除法)により計上しております。
- ② ①以外の債務者の債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

上記以外の債権については、業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下「正常先」という。)及び貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下「要注意先」という。)については、今後1年間の予想損失額を、要注意先のうち当該債務者の債権の全部または一部が要管理債権(貸出条件緩和債権及び3カ月以上延滞債権)である債務者の債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

※ 将来見込み等による予想損失率の必要な修正及び決定方法

引当金の算定に使用する予想損失率は、直近3算定期間の平均値と景気循環サイクルを勘案した長期平均値を比較のうえ決定しております。なお、直近3算定期間の平均値は、足元の状況及び将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,584百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

連結される子会社の利息返還損失引当金は、債務者からの利息返還請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっており、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和2年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に基づき処理しております。

ヘッジ有効性評価の方法については、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しておりますが、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日）

（1）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）

（1）概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 令和2年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（重要な会計上の見積り）に関する注記を記載しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りであります。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金 33,692 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算定方法

貸倒引当金の算定方法は、「会計方針に関する事項」の「(5)貸倒引当金の計上基準」に記載しております。また、下記仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、貸出先の債務者区分を足元の業績悪化の状況及び財務情報等には未だ反映されていない影響に係る見積りに基づき修正して貸倒引当金を計上しております。

②主要な仮定

主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」に重要な影響を与える可能性のある新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定は次のとおりであります。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定)

当行グループは、2020年9月末時点より「新型コロナウイルス感染症の感染拡大は引き続き各種経済活動の制約条件となっており、本格的な景気回復局面に入るのは2021年4月以降になる」と仮定して貸倒引当金等の会計上の見積りを実施しておりました。

しかしながら、2021年3月末時点で新型コロナウイルスの感染拡大が収束したとは言えない状況であるとの認識から、新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定を次のとおり修正しております。

2021年3月末時点での新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は引き続き各種経済活動の制約条件となっており、本格的な景気回復局面に入るのは2022年4月以降になる。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

当行グループは厳格な自己査定を実施し、必要と認める貸倒引当金を計上する等の対応を行っており

ますが、上記仮定は不確実性が高いため、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合や、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や経済に与える影響等により、翌連結会計年度（2022年3月期）以降の連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、債務者区分の決定において、貸出先の経営改善計画などの将来の業績見込みに依存する場合は、より不確実性が高くなる可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額(連結子会社の株式(及び出資金)を除く) 395 百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に 16,159 百万円含まれております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 259 百万円、延滞債権額は 45,486 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 136 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 25,563 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 71,447 百万円であります。

なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 6,750 百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

| | |
|----------------|-------------|
| 有価証券 | 696,661 百万円 |
| 貸出金 | 889,093 百万円 |
| その他資産(リース投資資産) | 412 百万円 |

担保資産に対応する債務

| | |
|-------------|-------------|
| 預金 | 25,048 百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 272,654 百万円 |
| 借用金 | 893,235 百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他資産(中央清算機関等差入証拠金) 34,332 百万円を差し入れております。

また、その他資産には保証金 394 百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,069,313 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 973,892 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

| | |
|-------------------------|--|
| 再評価を行った年月日 | 1998 年 3 月 31 日 |
| 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参照する等合理的な調整を行って算出。 |

| | |
|--|-----------|
| 同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 | 8,242 百万円 |
|--|-----------|

11. 有形固定資産の減価償却累計額 46,516 百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,538 百万円

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する保証債務の額は 23,516 百万円であります。

14. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 12 百万円

15. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 166 百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益 5,542 百万円及び金銭の信託運用益 228 百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等償却 1,575 百万円、株式等売却損 823 百万円、貸出金償却 660 百万円及び金銭の信託運用損 146 百万円を含んでおります。
3. 当連結会計年度において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。

なお、連結される子会社の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

| 地 域 | 主な用途 | 種 類 | 減損損失額 |
|------|-------------|----------|---------|
| 滋賀県内 | 営業用資産(6 カ所) | 土地・建物・動産 | 316 百万円 |

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

| 資産の区分 | 資産グループの概要 | グルーピングの方法 |
|-------|---------------------------------|---------------------------------|
| 遊休資産 | 店舗・社宅跡地等 | 各々が独立した資産としてグルーピング |
| 営業用資産 | 営業の用に供する資産 | フルバンク機能を構成する店舗グループ 又は店舗単位（注） |
| 共用資産 | 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等) | 銀行全体を一体としてグルーピング |

（注） 従来は、原則営業店単位とし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピングしておりましたが、地域ごとに融資業務等の営業店機能を集約したことに伴い、当連結会計年度からフルバンク機能を構成する店舗グループ又は店舗単位にグルーピングの方法を変更しております。

回収可能価額

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを 5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 | 摘要 |
|-------|--------------|--------------|--------------|-------------|-----|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 53,090 | — | — | 53,090 | |
| 合計 | 53,090 | — | — | 53,090 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 2,882 | 487 | 25 | 3,345 | (注) |
| 合計 | 2,882 | 487 | 25 | 3,345 | |

(注) 当連結会計年度中の自己株式の増加は単元未満株式の買取り及び自己株式立会外買付取引並びに東京証券取引所における市場買付による増加、当連結会計年度中の自己株式の減少はストック・オプションの権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権 の内訳 | 新株予約権の 目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数（株） | | | | 当連結会計 年度末残高 (百万円) | 摘要 |
|----|-----------------------------|--------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------------------|----|
| | | | 当連結 会計年度 期首 | 当連結 会計年度 増加 | 当連結 会計年度 減少 | 当連結 会計年度 末 | | |
| 当行 | ストック・オプションと しての新株予 約権 | | — | | | | 84 | |
| | 合計 | | — | | | | 84 | |

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金 の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|--------------|----------------|----------------|
| 2020年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,129百万円 | 22円50銭 | 2020年 3月31日 | 2020年 6月26日 |
| 2020年11月13日 取締役会 | 普通株式 | 879百万円 | 17円50銭 | 2020年 9月30日 | 2020年 12月8日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金 の総額 | 配当の 原資 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|------------|--------------|--------------|----------------|----------------|
| 2021年6月25日 定時株主総会 | 普通 株式 | 1,119百万円 | 利 益 剩 余 金 | 22円50銭 | 2021年 3月31日 | 2021年 6月28日 |

上記については、2021年6月25日開催予定の定時株主総会の議案として上程しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ(以下「当行」という。)は、滋賀県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、銀行業務を中心とした金融サービスを提供しております。

当行の中核をなす銀行業務として、顧客からお預かりした預金や金融市場等からの借入等により調達した資金を、営業エリア内の顧客に対する貸出金及び有価証券投資等で運用しております。

この業務を行うため、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しており、金利変動による不利益が生じることがないよう、資産・負債の総合管理(以下「ALM」という。なお、ALMは、Assets Liabilities Managementの略)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として営業エリア内の顧客に対する貸出金であり、顧客の財務状況の悪化等によって当該資産の価値が減少又は消失し損失を被る信用リスクに晒されております。なお、当行の国内貸出金ポートフォリオは、特定業種に係る環境変化による信用リスクの顕在化を排除すべく、業種の分散を心がけております。

有価証券は、主に債券、株式、投資信託を保有しており、対顧客販売目的、純投資目的及び政策投資目的に区分しております。これらは、金利や為替、株価等の市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや発行体の信用リスクに晒されております。

また、外貨建の貸出金及び債券については、上記リスクに加え、為替変動リスクに晒されておりますが、外貨預金、通貨スワップ、レポ取引あるいはコール取引等で外貨資金を調達することで、当該リスクを抑えた運用を行っております。

金融負債は、主として顧客の預金や借入金等があります。借入金は、一定の環境下で当行が市場を利用できなくなる場合など、必要な資金を確保できない、あるいは、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクに晒されております。また、一部は変動金利での借入を行っており、金利の上昇に伴う調達コストの増加により損失を被るリスクに晒されております。

当行では、顧客ニーズへの対応及び当行の資産・負債に係る市場リスクのヘッジを目的として、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引及び為替予約取引等のデリバティブ取引を利用しております。これらのうち一部の取引については、金融商品会計に関する実務指針等に準拠する行内規程類とヘッジ対応方針に基づきヘッジ会計を適用しております。

また、短期的な売買を行う取引については、ポジション限度や損失限度額を設けたうえで、債券先物取引、債券オプション取引及び株価指数先物取引を行っております。

これらのデリバティブ取引には、市場リスクや信用リスクが内包されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行では、業務運営上、そのリスクの影響度から信用リスクを最も重要性を持つリスクとして認識し信用リスクに関する規程や基準書等を定めるとともに、基礎的内部格付手法に基づく格付制度を整備し、適切な信用リスク管理体制の構築を図っております。

特に、格付制度については、経営管理部が、その運用状況の検証結果を常務会等に報告するなど、適切な格付自己査定を実施する体制を整備しております。

また、個別与信管理については、「融資業務基本規程」を制定し、貸出金業務に携わる全従業員が遵守すべき考え方や行動規範を明文化するとともに、与信判断や与信管理を行う際の基本的な手続を定め、各役職員が、公共性・安全性・収益性・流動性・成長性の原則に則った与信判断を行える体制を確立しております。具体的には、企業(又は企業グループ)あるいは個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店及び審査部により行われております。

海外向け信用供与については、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等を勘案のうえ、事業年度ごとに常務会で国別の限度額を設定し、管理しております。

有価証券等の市場性取引にあたって、債券発行体の信用リスク及びデリバティブ取引や資金取引のカウンターパーティーリスクについては、半期ごとに常務会で限度額を設定し、信用状態や市場価格を日々管理するとともに、定期的に常務会等へ報告する体制を整備しております。

②市場リスクの管理

当行では、市場リスク管理の高度化及び内部管理の堅確化を図り、経営の健全性を確保する目的で「市場リスク管理規程」を定めるとともに、安定した収益を確保するため、半期ごとに財務プラン及びリスク管理方針を策定し、適切なリスク管理体制の構築に努めております。

(i) 金利リスクの管理

金利リスクについては、銀行の業務運営上不可避に発生するものであり、預金、貸出金、有価証券等の全ての資産・負債(オフ・バランス取引を含む)について、ALM の観点より総合的に管理しております。

リスク管理方法や報告手続については、「市場リスク管理規程」や「各種基準書」を定め、VaR 及び金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に ALM 委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

為替変動リスクについては、為替リスクがある持高を管理するため常務会で持高限度額を設定し、為替取引や通貨スワップなどのデリバティブ取引を用いて持高をコントロールしております。

また、VaR によるリスク許容量を設定し、リスク量がその範囲内に収まっていることを日次で管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当行では、有価証券等の取引に係る価格変動リスクを厳格に管理するため、組織を市場取引部門、事務管理部門、リスク管理部門に分離しております。

有価証券等の市場性取引については、財務プラン及びリスク管理方針に基づき、全行的なリスクとリターンを勘案したうえ、市場部門で業務運営計画を策定しております。

投資にあたっては、上記の方針及び計画に基づき、ポジション額や損益のほか、VaR や金利感応度を算出するとともに、定められたリスク許容額等の各種限度額の遵守状況を日次で管理しております。

(iv) デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引については、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。なお、当行のデリバティブ取引の大半は、ヘッジ目的や顧客

取引に対するカバー取引であり、保有する資産・負債等と市場リスクが相殺されるように管理しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行では、市場リスクのうち金利リスク及び株価変動リスクについて、統計的な手法である VaR によりリスク量を定量的に把握するとともに、定期的に ALM 委員会等へ報告するなど、適切にモニタリング・管理しております。なお、リスク量の計測にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 1 年、信頼区間 99%、観測期間 2 年）を採用しております。

(金利リスク)

当行では、「貸出金」、「有価証券」、「預金」をはじめとする全ての資産・負債並びにデリバティブ取引を対象として、金利リスクを計測しております。

当連結会計年度末における当行の金利リスク量は、19,765 百万円であります。

なお、普通預金等の流動性預金については、その一部を長期間銀行に滞留する預金として扱い、内部モデルに基づき各期間帯へ割り振り、金利リスクを認識しております。

(株価変動リスク)

政策投資及び純投資を目的とする株式を保有しておりますが、当連結会計年度末における株価変動リスク量は、79,335 百万円であります。

(バック・テスティング等)

当行では、VaR により計測されたリスク量の適切性を検証するため、VaR を損益と比較するバック・テスティングを実施し、リスク計測手法の有効性について分析しております。しかしながら、VaR は過去の相場変動に基づき統計的に計測するため、前提条件や計測手法等によって異なる値となるほか、市場環境が激変する状況下ではリスクを適切に捕捉できない可能性があります。

なお、連結される子会社が保有する金利リスク及び株価変動リスクは、当行に与える影響が軽微であることから、市場リスク量算出の対象外としております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、正確な資金繰りの把握及び資金繰りの安定に努めることを基本方針として「流動性リスク管理規程」を定め、適切なリスク管理体制の構築を図っております。

日常の資金繰りについて、金融環境、資金化可能な流動資産の保有状況、予想される資金流出額などの状況を把握、管理するとともに、定期的に資金繰りに関する状況等を ALM 委員会に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません ((注2)参照)。

また、重要性が乏しい金融商品は記載を省略しております。

(単位：百万円)

| | 連 結 貸 借 対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|------------------|-------------------|-----------|--------|
| (1) 現金預け金 | 2,013,251 | 2,013,251 | — |
| (2) 有価証券 | | | |
| 売買目的有価証券 | — | — | — |
| 満期保有目的の債券 | 20,011 | 19,842 | △168 |
| その他有価証券 | 1,556,937 | 1,556,937 | — |
| (3) 貸出金 | 4,001,698 | — | — |
| 貸倒引当金(※1) | △32,909 | — | — |
| | 3,968,789 | 3,992,558 | 23,769 |
| 資 产 計 | 7,558,989 | 7,582,590 | 23,600 |
| (1) 預金 | 5,398,851 | 5,399,054 | 203 |
| (2) 譲渡性預金 | 49,560 | 49,562 | 2 |
| (3) コールマネー及び売渡手形 | 516,077 | 516,077 | — |
| (4) 債券貸借取引受入担保金 | 272,654 | 272,654 | — |
| (5) 借用金 | 899,055 | 899,095 | 40 |
| 負 債 計 | 7,136,198 | 7,136,444 | 245 |
| デリバティブ取引(※2) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | (3,739) | (3,739) | — |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 2,350 | 2,350 | — |
| デリバティブ取引計 | (1,389) | (1,389) | — |

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 产

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間(1年未満)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

有価証券のうち、市場価格のあるものについては、市場価格によっております。

また、市場価格のないものについては、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に信用リスクプレミアム及び流動性リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、約定期間が短期間(1年未満)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

約定期間が長期間(1年以上)のもののうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に信用リスクプレミアム及び流動性リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、一部の貸出金(消費者ローン等)については、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

定期預金及び譲渡性預金のうち、預入期間が短期間(1年未満)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。預入期間が長期間(1年以上)のものについては、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預金を受け入れる際に使用する金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び (4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間(1年未満)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借用金

借用金のうち、約定期間が短期間(1年未満)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、

当該帳簿価額を時価としております。

約定期間が長期間(1年以上)のもののうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結される子会社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に当行の信用リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、連結される子会社の借用金については、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)、債券関連取引(債券先物、債券先物オプション等)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 有価証券(その他有価証券)」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|---------------|------------|
| 非上場株式(※1)(※2) | 3,765 |
| 組合出資金等(※3) | 5,792 |
| 合 計 | 9,557 |

※1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

※2 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円の減損処理を行っております。

※3 組合出資金等については、組合財産が非上場株式等で構成されるため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------------------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|--------------|-----------|
| 預け金 | 1,973,224 | — | — | — | — | — |
| 有価証券(満期保有目的の債券、その他有価証券のうち満期があるもの) | 89,331 | 142,386 | 114,864 | 71,452 | 262,438 | 519,743 |
| 貸出金(※) | 870,617 | 793,717 | 601,858 | 408,177 | 412,527 | 844,164 |
| 合 計 | 2,933,173 | 936,104 | 716,723 | 479,630 | 674,966 | 1,363,907 |

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等償還予定額が見込めない45,746百万円、期間の定めのないもの24,889百万円は含めておりません。

(注4) 借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|-----------|-------------|-------------|-------------|--------------|------|
| 預金(※) | 5,073,145 | 306,591 | 19,114 | — | — | — |
| 譲渡性預金 | 49,560 | — | — | — | — | — |
| コールマネー及び売渡手形 | 516,077 | — | — | — | — | — |
| 債券貸借取引受入担保金 | 272,654 | — | — | — | — | — |
| 借用金 | 786,116 | 77,043 | 32,360 | 94 | 3,440 | — |
| 合 計 | 6,697,554 | 383,634 | 51,475 | 94 | 3,440 | — |

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2021年3月31日現在)

| | 当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円) |
|----------|------------------------------|
| 売買目的有価証券 | △0 |

2. 満期保有目的の債券(2021年3月31日現在)

| | 種類 | 連結貸借対照表 計上額(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------------------------|-----|---------------------|-------------|-------------|
| 時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの | 国債 | 6,000 | 6,027 | 26 |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 社債 | — | — | — |
| | その他 | — | — | — |
| | 小計 | 6,000 | 6,027 | 26 |
| 時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの | 国債 | 14,011 | 13,815 | △ 195 |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 社債 | — | — | — |
| | その他 | — | — | — |
| | 小計 | 14,011 | 13,815 | △ 195 |
| 合計 | | 20,011 | 19,842 | △ 168 |

3. その他有価証券(2021年3月31日現在)

| | 種類 | 連結貸借対照表 計上額(百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------------------|-----|---------------------|---------------|-------------|
| 連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの | 株式 | 337,422 | 62,427 | 274,994 |
| | 債券 | 534,519 | 527,462 | 7,056 |
| | 国債 | 155,255 | 151,698 | 3,556 |
| | 地方債 | 142,816 | 141,823 | 993 |
| | 社債 | 236,447 | 233,940 | 2,507 |
| | その他 | 171,664 | 166,305 | 5,359 |
| | 小計 | 1,043,606 | 756,195 | 287,410 |
| 連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの | 株式 | 8,830 | 9,372 | △ 541 |
| | 債券 | 369,220 | 373,157 | △ 3,937 |
| | 国債 | 144,515 | 147,430 | △ 2,915 |
| | 地方債 | 112,889 | 113,326 | △ 437 |
| | 社債 | 111,815 | 112,399 | △ 584 |
| | その他 | 137,330 | 143,974 | △ 6,644 |
| | 小計 | 515,381 | 526,504 | △ 11,123 |
| 合計 | | 1,558,987 | 1,282,700 | 276,287 |

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|-----|--------------|------------------|------------------|
| 株式 | 21,189 | 5,375 | 277 |
| 債券 | 383,233 | 536 | 460 |
| 国債 | 365,295 | 338 | 364 |
| 地方債 | 10,024 | 25 | — |
| 社債 | 7,913 | 172 | 95 |
| その他 | 126,636 | 2,213 | 3,671 |
| 合計 | 531,059 | 8,125 | 4,409 |

6. 保有目的を変更した有価証券(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は 1,580 百万円（株式 1,574 百万円、債券 5 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については連結決算日の時価が取得原価に比べて下落している場合、要注意先については連結決算日の時価が取得原価に比べて 30%以上下落した場合、正常先については連結決算日の時価が取得原価に比べて 50%以上下落した場合又は 30%以上下落した場合で市場価格が一定水準以下で推移した場合であります。

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2021 年 3 月 31 日現在）

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円) |
|------------|---------------------|------------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 14,476 | △78 |

2. 満期保有目的の金銭の信託（2021 年 3 月 31 日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2021 年 3 月 31 日現在）

該当事項はありません。

（1 株当たり情報）

| | |
|---------------------------------|--------------|
| 1 株当たりの純資産額 | 9,958 円 46 銭 |
| 1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 | 228 円 12 銭 |
| 潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 | 220 円 43 銭 |

(リース取引関係)

貸主側

①リース投資資産の内訳

| | |
|----------|------------|
| リース料債権部分 | 15,936 百万円 |
| 見積残存価額部分 | 428 百万円 |
| 受取利息相当額 | △1,355 百万円 |
| リース投資資産 | 15,008 百万円 |

②リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

リース債権

| | |
|----------|---------|
| 1年以内 | 413 百万円 |
| 1年超 2年以内 | 390 百万円 |
| 2年超 3年以内 | 278 百万円 |
| 3年超 4年以内 | 84 百万円 |
| 4年超 5年以内 | 62 百万円 |
| 5年超 | 0 百万円 |

リース投資資産

| | |
|----------|-----------|
| 1年以内 | 5,141 百万円 |
| 1年超 2年以内 | 4,100 百万円 |
| 2年超 3年以内 | 3,065 百万円 |
| 3年超 4年以内 | 2,033 百万円 |
| 4年超 5年以内 | 982 百万円 |
| 5年超 | 612 百万円 |

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 19 百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、2018年10月1日付で行った5株を1株とする株式併合後の株式数に換算して記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

| | 2013年 ストック・オプション | 2014年 ストック・オプション | 2015年 ストック・オプション |
|----------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 付与対象者の区分 及び人数 | 当行の取締役 2名 | 当行の取締役 3名 | 当行の取締役 3名 |
| 株式の種類別の ストック・オプションの数（注） | 普通株式 1,980 株 | 普通株式 2,660 株 | 普通株式 2,620 株 |
| 付与日 | 2013年 8月 20日 | 2014年 8月 20日 | 2015年 8月 20日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は 定めていない | 権利確定条件は 定めていない | 権利確定条件は 定めていない |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は 定めていない | 対象勤務期間は 定めていない | 対象勤務期間は 定めていない |
| 権利行使期間 | 2013年 8月 21日～ 2043年 8月 20日 | 2014年 8月 21日～ 2044年 8月 20日 | 2015年 8月 21日～ 2045年 8月 20日 |

| | 2016年 ストック・オプション | 2017年 ストック・オプション | 2018年 ストック・オプション |
|----------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 付与対象者の区分 及び人数 | 当行の取締役 3名 | 当行の取締役 4名 | 当行の取締役 4名 |
| 株式の種類別の ストック・オプションの数（注） | 普通株式 4,240 株 | 普通株式 4,460 株 | 普通株式 4,580 株 |
| 付与日 | 2016年 8月 19日 | 2017年 8月 18日 | 2018年 8月 20日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は 定めていない | 権利確定条件は 定めていない | 権利確定条件は 定めていない |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は 定めていない | 対象勤務期間は 定めていない | 対象勤務期間は 定めていない |
| 権利行使期間 | 2016年 8月 20日～ 2046年 8月 19日 | 2017年 8月 19日～ 2047年 8月 18日 | 2018年 8月 21日～ 2048年 8月 20日 |

| | 2019年 ストック・オプション | 2020年 ストック・オプション |
|----------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 付与対象者の区分 及び人数 | 当行の取締役 5名 | 当行の取締役 6名 |
| 株式の種類別の ストック・オプションの数（注） | 普通株式 6,400 株 | 普通株式 7,900 株 |
| 付与日 | 2019年 8月 20日 | 2020年 8月 20日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は 定めていない | 権利確定条件は 定めていない |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は 定めていない | 対象勤務期間は 定めていない |
| 権利行使期間 | 2019年 8月 21日～ 2049年 8月 20日 | 2020年 8月 21日～ 2050年 8月 20日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

| | 2013年 ストック・オプション | 2014年 ストック・オプション | 2015年 ストック・オプション |
|----------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 権利確定前（株） | | | |
| 前連結会計年度末 | — | — | — |
| 付与 | — | — | — |
| 失効 | — | — | — |
| 権利確定 | — | — | — |
| 未確定残 | — | — | — |
| 権利確定後（株） | | | |
| 前連結会計年度末 | 4,780 | 5,860 | 5,760 |
| 権利確定 | — | — | — |
| 権利行使 | 2,800 | 3,200 | 3,140 |
| 失効 | — | — | — |
| 未行使残 | 1,980 | 2,660 | 2,620 |

| | 2016年 ストック・オプション | 2017年 ストック・オプション | 2018年 ストック・オプション |
|----------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 権利確定前（株） | | | |
| 前連結会計年度末 | — | — | — |
| 付与 | — | — | — |
| 失効 | — | — | — |
| 権利確定 | — | — | — |
| 未確定残 | — | — | — |
| 権利確定後（株） | | | |
| 前連結会計年度末 | 8,680 | 8,140 | 8,200 |
| 権利確定 | — | — | — |
| 権利行使 | 4,440 | 3,680 | 3,620 |
| 失効 | — | — | — |
| 未行使残 | 4,240 | 4,460 | 4,580 |

| | 2019年 ストック・オプション | 2020年 ストック・オプション |
|----------|---------------------|---------------------|
| 権利確定前（株） | | |
| 前連結会計年度末 | 2,670 | — |
| 付与 | — | 7,900 |
| 失効 | — | — |
| 権利確定 | 2,670 | 5,925 |
| 未確定残 | — | 1,975 |
| 権利確定後（株） | | |
| 前連結会計年度末 | 8,010 | — |
| 権利確定 | 2,670 | 5,925 |
| 権利行使 | 4,280 | — |
| 失効 | — | — |
| 未行使残 | 6,400 | 5,925 |

②単価情報

| | 2013年 ストック・オプション | 2014年 ストック・オプション | 2015年 ストック・オプション |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 権利行使価格 | 1株当たり 1円 | 1株当たり 1円 | 1株当たり 1円 |
| 行使時平均株価 | 1株当たり 2,460円 | 1株当たり 2,460円 | 1株当たり 2,460円 |
| 付与日における公正な評価単価 | 1株当たり 2,640円 | 1株当たり 2,945円 | 1株当たり 3,170円 |

| | 2016年 ストック・オプション | 2017年 ストック・オプション | 2018年 ストック・オプション |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 権利行使価格 | 1株当たり 1円 | 1株当たり 1円 | 1株当たり 1円 |
| 行使時平均株価 | 1株当たり 2,460円 | 1株当たり 2,460円 | 1株当たり 2,460円 |
| 付与日における公正な評価単価 | 1株当たり 2,365円 | 1株当たり 2,785円 | 1株当たり 2,800円 |

| | 2019年 ストック・オプション | 2020年 ストック・オプション |
|----------------|---------------------|---------------------|
| 権利行使価格 | 1株当たり 1円 | 1株当たり 1円 |
| 行使時平均株価 | 1株当たり 2,460円 | — |
| 付与日における公正な評価単価 | 1株当たり 2,204円 | 1株当たり 2,359円 |

(注)「権利行使価格」及び「付与日における公正な評価単価」は2018年10月1日付で行った5株を1株とする株式併合後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された 2020 年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

①使用した評価技法

ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

| | | 2020 年ストック・オプション |
|---------|-------|------------------|
| 株価変動性 | (注) 1 | 27.250% |
| 予想残存期間 | (注) 2 | 3 年 0 か月 |
| 予想配当 | (注) 3 | 1 株当たり 40 円 00 銭 |
| 無リスク利子率 | (注) 4 | △0.122% |

(注) 1 3 年 0 か月間（2017 年 8 月 21 日から 2020 年 8 月 20 日まで）の株価実績に基づき算定しております。

2 過去 10 年間に退任した取締役の平均在任期間から現在の在任役員の在任期間を減じた期間の平均を予想在任期間とする方法により見積もっております。

3 2020 年 3 月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

第134期

2020年4月1日から
2021年3月31日まで

株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---------------------|--------|--------|---------|-------|-----------|---------|----------|---------|-----------------|
| | 資本金 | 資本剩余额 | | 利益準備金 | 利益剩余额 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剩余额合計 | | 固定資産圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剩余额 | | |
| 当期首残高 | 33,076 | 23,942 | 23,942 | 9,134 | 400 | 186,893 | 13,370 | 209,798 | △ 8,184 258,633 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剩余金の配当 | | | | | | | △ 2,008 | △ 2,008 | △ 2,008 |
| 別途積立金の積立 | | | | | | 10,400 | △ 10,400 | - | |
| 当期純利益 | | | | | | | 11,331 | 11,331 | 11,331 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △ 1,003 | △ 1,003 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | △ 4 | △ 4 | 71 67 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | | 2,571 | 2,571 | 2,571 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 10,400 | 1,489 | 11,889 | △ 932 10,957 |
| 当期末残高 | 33,076 | 23,942 | 23,942 | 9,134 | 400 | 197,293 | 14,859 | 221,688 | △ 9,116 269,591 |

| | 評価・換算差額等 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|---------|----------|------------|---------|---------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 101,731 | △ 8,351 | 11,103 | 104,483 | 131 | 363,248 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剩余金の配当 | | | | | △ 2,008 | |
| 別途積立金の積立 | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | 11,331 | |
| 自己株式の取得 | | | | | △ 1,003 | |
| 自己株式の処分 | | | | | 67 | |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | 2,571 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 92,713 | 9,985 | △ 2,571 | 100,128 | △ 47 | 100,081 |
| 当期変動額合計 | 92,713 | 9,985 | △ 2,571 | 100,128 | △ 47 | 111,038 |
| 当期末残高 | 194,445 | 1,634 | 8,532 | 204,611 | 84 | 474,287 |

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

(3) 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(1)と同じ方法により行っています。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能な見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能な見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を、以下の方法により計上しております。

- ① 与信額が一定額以上の大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー控除法)により計上しております。
- ② ①以外の債務者の債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

上記以外の債権については、業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下「正常先」という。)及び貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下「要注意先」という。)については、今後1年間の予想損失額を、要注意先のうち当該債務者の債権の全部または一部が要管理債権(貸出条件緩和債権及び3カ月以上延滞債権)である債務者の債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

※ 将来見込み等による予想損失率の必要な修正及び決定方法

引当金の算定に使用する予想損失率は、直近3算定期間の平均値と景気循環サイクルを勘案した長期平均値を比較のうえ決定しております。なお、直近3算定期間の平均値は、足元の状況及び将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,584百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっており、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 令和 2 年 10 月 8 日。以下「業種別委員会実務指針第 24 号」という。)に基づき処理しております。

ヘッジ有効性評価の方法については、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しておりますが、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号 令和 2 年 10 月 8 日)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき

又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

- 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 令和2年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（重要な会計上の見積り）に関する注記を記載しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りであります。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

貸倒引当金 31,581 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算定方法

貸倒引当金の算定方法は、「重要な会計方針」「6.引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しております。また、下記仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、貸出先の債務者区分を足元の業績悪化の状況及び財務情報等には未だ反映されていない影響に係る見積りに基づき修正して貸倒引当金を計上しております。

②主要な仮定

主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」に重要な影響を与える可能性のある新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定は次のとおりであります。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定)

当行は、2020年9月末時点より「新型コロナウイルス感染症の感染拡大は引き続き各種経済活

動の制約条件となっており、本格的な景気回復局面に入るのは 2021 年 4 月以降になる」と仮定して貸倒引当金等の会計上の見積りを実施しておりました。

しかしながら、2021 年 3 月末時点で新型コロナウイルスの感染拡大が収束したとは言えない状況であるとの認識から、新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定を次のとおり修正しております。

2021 年 3 月末時点での新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は引き続き各種経済活動の制約条件となっており、本格的な景気回復局面に入るのは 2022 年 4 月以降になる。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

当行は厳格な自己査定を実施し、必要と認める貸倒引当金を計上する等の対応を行っておりましたが、上記仮定は不確実性が高いため、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合や、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や経済に与える影響等により、翌事業年度（2022 年 3 月期）以降の計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、債務者区分の決定において、貸出先の経営改善計画などの将来の業績見込みに依存する場合には、より不確実性が高くなる可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額 6,132 百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が国債に 16,159 百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 258 百万円、延滞債権額は 45,479 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 136 百万円であります。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 25,549 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 71,423 百万円であります。
なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 6,750 百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

| | |
|------|-------------|
| 有価証券 | 696,661 百万円 |
| 貸出金 | 889,093 百万円 |

担保資産に対応する債務

| | |
|-------------|-------------|
| 預金 | 25,048 百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 272,654 百万円 |
| 借用金 | 893,042 百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他資産（中央清算機関等差入証拠金）34,332 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 393 百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,059,164 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 963,744 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

| | |
|--|--|
| 再評価を行った年月日 | 1998 年 3 月 31 日 |
| 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参照する等合理的な調整を行って算出。 |
| 同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 | 8,242 百万円 |
| 11. 有形固定資産の減価償却累計額 | 46,132 百万円 |
| 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 3,538 百万円 |
| 13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は 23,516 百万円であります。 | |
| 14. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 | 12 百万円 |
| 15. 関係会社に対する金銭債権総額 | 18,822 百万円 |
| 16. 関係会社に対する金銭債務総額 | 19,497 百万円 |
| 17. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 166 百万円であります。 | |

(損益計算書関係)

1. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

| 地 域 | 主な用途 | 種 類 | 減損損失額 |
|------|-------------|----------|---------|
| 滋賀県内 | 営業用資産(6 カ所) | 土地・建物・動産 | 316 百万円 |

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

| 資産の区分 | 資産グループの概要 | グルーピングの方法 |
|--|---------------------------------|---------------------------------|
| 遊休資産 | 店舗・社宅跡地等 | 各々が独立した資産としてグルーピング |
| 営業用資産 | 営業の用に供する資産 | フルバンク機能を構成する店舗グループ 又は店舗単位（注） |
| 共用資産 | 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等) | 銀行全体を一体としてグルーピング |
| (注) 従来は、原則営業店単位とし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピングしておりましたが、地域ごとに融資業務等の営業店機能を集約したことに伴い、当事業年度からフルバンク機能を構成する店舗グループ又は店舗単位にグルーピングの方法を変更しております。 | | |

回収可能価額

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを 5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

2. 関係会社との取引による収益

| | |
|----------------------|-----------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 1,043 百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 153 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 60 百万円 |

関係会社との取引による費用

| | |
|----------------------|-----------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 1 百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 914 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 1,774 百万円 |

3. 関連当事者との取引

① 子会社

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|--------------|-----------------|----------------|--------------------------|---------|----|------|
| 子会社 | 滋賀保証サービス株式会社 | 所有直接 100.00% | 債務被保証 役員の兼任 | 当行住宅ローン等に対する債務 被保証（注） | 888,362 | — | — |

(注) 保証条件は、商品ごとに保証対象の各種ローンの信用リスク等を勘案し、決定しております。

② 役員及びその近親者

(単位：百万円)

| 氏名 | 議決権等の被所有割合 | 取引の内容 (注2) | 取引 金額 | 科目 | 期末 残高 | 取引条件及び 取引条件の 決定期針 |
|----------------|------------|-------------------------------|--------------|--------------|----------|--|
| 大道 みさを (注1) | — | 資金の貸付(純額) 利息の受取 手数料等の受取 | △0 0 0 | 証書貸付 未収収益 | 33 0 | 同人に対する証書 貸付の金利は、市 場金利を勘案して 一般的取引条件と 同様に決定してお ります。 |

(注1) 当行取締役会長大道良夫（2020年6月辞任）の配偶者であります。

(注2) 「取引の内容」欄の「資金の貸付(純額)」は、2020年6月末残高と前期末残高の純増減額を記載し、「利息の受取」、「手数料等の受取」は2020年6月末時点の金額を記載しております。
また、「期末残高」欄には2020年6月末残高を記載しております。

③ 役員及びその近親者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合の当該会社等

(単位：百万円)

| 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 取引の内容 (注5、6) | 取引金額 | 科目 | 期末残高 | 取引条件及び取引条件の決定方針 |
|------------------------|----------------|---|-------|--------------------------------|---------|---|
| 大名洋社 (注1) | — | 資金の貸付(純額) 利息の受取 手数料等の受取 | △100 | 証書貸付 前受収益 | 140 | 同社に対する証書貸付の金利は、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。 |
| 株式会社 アルバトロス (注2) | — | 資金の貸付(純額) 利息の受取 手数料等の受取 | 900 | 証書貸付 前受収益 | 130 | 同社に対する証書貸付の金利は、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。 |
| 株式会社 クサネン (注3) | — | 資金の貸付(純額) 利息の受取 保証料の受取 手数料等の受取 | △1000 | 証書貸付 支払承諾見返 支払承諾 前受収益 | 6610100 | 同社に対する証書貸付の金利及び支払の保証に係る保証料は、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。 |
| 高木ビル 有限公司 (注4) | — | 資金の貸付(純額) 利息の受取 手数料等の受取 | 2800 | 証書貸付 前受収益 | 880 | 同社に対する証書貸付の金利は、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。 |

(注1) 当行取締役会長大道良夫(2020年6月辞任)の近親者が持分の100%を直接保有しております。

(注2) 当行取締役会長大道良夫(2020年6月辞任)の近親者が議決権の100%を直接保有しております。

(注3) 当行取締役会長大道良夫(2020年6月辞任)及びその近親者が議決権の58%を直接保有しております。

(注4) 当行取締役西川勝之の近親者が議決権の100%を直接保有しております。

(注5) 「取引の内容」欄の「資金の貸付(純額)」は当期末残高と前期末残高の純増減額を記載しております。

(注6) 注1～注3の「取引の内容」欄の「資金の貸付(純額)」は2020年6月末残高と前期末残高の純増減額を記載し、「利息の受取」、「保証料の受取」、「手数料等の受取」は2020年6月末時点の金額を記載しております。また、「期末残高」欄には2020年6月末残高を記載しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 当事業年度 期首株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度 末株式数 | 摘要 |
|------|----------------|----------------|----------------|---------------|-----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 2,882 | 487 | 25 | 3,345 | (注) |
| 合 計 | 2,882 | 487 | 25 | 3,345 | |

(注) 当事業年度中の自己株式の増加は単元未満株式の買取り及び自己株式立会外買付取引並びに東京証券取引所における市場買付による増加、当事業年度中の自己株式の減少はストック・オプションの権利行使による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2021年3月31日現在)

| | 当事業年度の損益に含 まれた評価差額(百万円) |
|----------|----------------------------|
| 売買目的有価証券 | △0 |

2. 満期保有目的の債券(2021年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表 計上額(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------------|-----|-------------------|-------------|-------------|
| 時価が貸借対照 表計上額を超 えるもの | 国債 | 6,000 | 6,027 | 26 |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 社債 | — | — | — |
| | その他 | — | — | — |
| | 小計 | 6,000 | 6,027 | 26 |
| 時価が貸借対照 表計上額を超 えないもの | 国債 | 14,011 | 13,815 | △ 195 |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 社債 | — | — | — |
| | その他 | — | — | — |
| | 小計 | 14,011 | 13,815 | △ 195 |
| 合計 | | 20,011 | 19,842 | △ 168 |

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2021年3月31日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|------------|-------------------|
| 子会社・子法人等株式 | 5,753 |
| 関連法人等株式 | — |
| 合 計 | 5,753 |

4. その他有価証券(2021年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表 計上額(百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------------------------|-----|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの | 株式 | 335,814 | 62,361 | 273,452 |
| | 債券 | 534,519 | 527,462 | 7,056 |
| | 国債 | 155,255 | 151,698 | 3,556 |
| | 地方債 | 142,816 | 141,823 | 993 |
| | 社債 | 236,447 | 233,940 | 2,507 |
| | その他 | 171,664 | 166,305 | 5,359 |
| | 小計 | 1,041,998 | 756,129 | 285,868 |
| 貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの | 株式 | 8,830 | 9,372 | △ 541 |
| | 債券 | 369,220 | 373,157 | △ 3,937 |
| | 国債 | 144,515 | 147,430 | △ 2,915 |
| | 地方債 | 112,889 | 113,326 | △ 437 |
| | 社債 | 111,815 | 112,399 | △ 584 |
| | その他 | 137,330 | 143,974 | △ 6,644 |
| | 小計 | 515,381 | 526,504 | △ 11,123 |
| 合計 | | 1,557,379 | 1,282,634 | 274,744 |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

| | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|-------|-------------------|
| 非上場株式 | 2,650 |
| その他 | 5,775 |
| 合計 | 8,425 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|-----|--------------|------------------|------------------|
| 株式 | 21,189 | 5,375 | 277 |
| 債券 | 383,233 | 536 | 460 |
| 国債 | 365,295 | 338 | 364 |
| 地方債 | 10,024 | 25 | — |
| 社債 | 7,913 | 172 | 95 |
| その他 | 126,636 | 2,213 | 3,671 |
| 合計 | 531,059 | 8,125 | 4,409 |

7. 保有目的を変更した有価証券(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は 1,580 百万円（株式 1,574 百万円、債券 5 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については決算日の時価が取得原価に比べて下落している場合、要注意先については決算日の時価が取得原価に比べて 30%以上下落した場合、正常先については決算日の時価が取得原価に比べて 50%以上下落した場合又は 30%以上下落した場合で市場価格が一定水準以下で推移した場合であります。

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(2021年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円) |
|------------|-------------------|------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 14,476 | △78 |

2. 満期保有目的の金銭の信託(2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

| | |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 11,094 百万円 |
| 有価証券評価損 | 5,154 |
| 退職給付引当金 | 2,446 |
| 減価償却費 | 1,836 |
| 未払事業税 | 242 |
| その他 | 1,987 |
| 繰延税金資産小計 | 22,762 |
| 評価性引当額 | △11,842 |
| 繰延税金資産合計 | 10,919 |
| 繰延税金負債 | |
| 固定資産圧縮積立金 | △175 |
| その他有価証券評価差額金 | △80,299 |
| 繰延ヘッジ損益 | △715 |
| 繰延税金負債合計 | △81,190 |
| 繰延税金負債の純額 | △70,270 |

(1株当たり情報)

| | |
|----------------------|--------------|
| 1株当たりの純資産額 | 9,532 円 66 銭 |
| 1株当たりの当期純利益金額 | 225 円 80 銭 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 | 218 円 18 銭 |